

令和3年度 第1回 広島市いじめ問題対策連絡協議会会議要旨

1 開催日時

令和3年7月27日（火）18時30分～20時15分

2 開催場所

広島市役所14階 第7会議室

3 出席者

(1) 構成機関出席者【◎会長・○副会長】

機関名	役職名	備考
広島市小学校長会	会長（広島市立川内小学校長）	
広島市公立中学校長会 ◎	会長（広島市立城南中学校長）	
広島市立高等学校長会	会長（広島市立広島商業高等学校長）	
広島市児童相談所	相談課長	
広島法務局	人権擁護部第二課長	
広島県警察本部	生活安全部少年対策課 少年サポートセンター所長	代理出席
広島県臨床心理士会	会長	欠席
広島弁護士会 ○	子どもの権利委員会委員	
広島市PTA協議会	副会長	
広島市医師会	常任理事	
広島県社会福祉士会	子ども家庭支援委員会委員	
広島人権擁護委員協議会	人権擁護委員	
広島市教育委員会	いじめ対策推進担当課長	

(2) 事務局（広島市教育委員会）

生徒指導課職員、育成課職員

4 議題等（公開・非公開の別）全て公開

- ・ 出席者自己紹介
 - ・ 会長・副会長選任
- (1) 今年度（令和3年度）の広島市のいじめ防止等の施策【資料2】
 - (2) 「いじめ問題24時間電話相談窓口」カードの報告【資料3】
 - (3) 各関係機関及び団体のいじめ防止等の取組状況について
 - (4) 今年度の広島市いじめ問題対策連絡協議会の取組について【資料4】

5 傍聴人の人数

0人

6 会議資料

- (1) 出席者名簿、配席図、実施要項
- (2) 資料1～4
- (3) 基礎資料A（設置要綱）、B（公開要領）、C（傍聴要領）
- (4) 参考 「学校と他機関がスムーズに連携するためのリーフレット」報道資料
いじめの定義・いじめ見逃しゼロについて

7 会議の要旨

- ・ 出席者自己紹介
- ・ 会長・副会長選任

構成員の互選により、今年度は、会長を広島市公立
会、副会長を広島弁護士会が務めることになった。

中学校長

(1) 今年度（令和3年度）の広島市のいじめ防止等の施策【資料2】

教委が資料2を説明し、特に質疑はなかった。

(2) 「いじめ問題24時間電話相談窓口」カードの報告【資料3】

教委が、資料3を説明し、次の質疑があった。【○構成員 ●教委】

○ LINEは個人情報の取扱いについて報道があった。LINEを使った相談については、掲載を見合わせるなど、安全第一で考えた方がいいのではないか。

● 安全性の危惧が報道されたLINEについては、内閣官房等から出された令和3年4月30日付け「政府機関・地方公共団体等における業務でのLINE利用状況調査を踏まえた今後のLINEサービス等の利用の際の考え方（ガイドライン）」に「身体人命に危険が及ぶ可能性の高い相談事業（いじめ、虐待相談等）」の利用が排除されない旨記載されていること、厚生労働省等の官公庁の相談事業でLINEが現在も活用されていること等を踏まえ、昨年度に引き続いてカード掲載を継続するに足る安全性等があると判断した。

LINEについては、経過を注視したい。

(3) 「学校と他機関がスムーズに連携するためのリーフレット」報道資料【参考】

事務局から、リーフレットについて新聞報道があったことを説明した。

保護者が直接リーフレットの情報を得られるよう、市HPへの掲載ができないか、別途電子メールで関係機関へ照会することにした。

(4) 参考資料 いじめの定義・いじめ見逃しゼロについて【参考】

事務局から次の内容を説明した。

ア 子ども間のトラブルで、心身の苦痛があれば、全て、法律上のいじめとなること。トラブルの大小を問わず、善意や無意識によるものを含むなど意図も問わないこと。

イ 「定義が広い」・「トラブルの大小を問わない」理由は、深刻化・エスカレートしやすいいじめの特性、心身の苦痛を放置すれば、その子の尊厳を奪い、生命又は身体に重大な危険を生じさせ得るから。

「意図を問わない」理由は、いじめの原因として、「ストレス・疎外感」「仲間意識の強さ」等があり、いじめが必ずしも悪意から生じるものではないから。

ウ ア、イ、「いじめの認知件数の増加は、学校が真摯にいじめに向き合った結果であるから、教育委員会・学校において適正に評価する必要があること」等について、保護者・地域と共通認識を持つ必要があること。

(5) 各機関の取組状況について

主な発言【○構成員】

- 中学校では、各校でいじめの基本方針（HP 掲載）、学校経営計画での位置付け、いじめ防止対策委員会（自校では週 1）、いじめアンケート（自校では 8 回/年）、教育相談（自校では 3 回/年）、ライフスキル教育、引継ぎシート、生徒会の取組などに取り組んでいる。

ただ、一番大切なのは、教員がアンテナ高く子どもと接すること、日常からしっかり関わることだと思う。

今困っているのは SNS 問題（学校の知らないところで起きる LINE でのトラブルなど）。入学直後に保護者に話をしたり、学活・集会で話をするが、なかなか対応が難しい。

- 小学校の取組も、中学校と共通する部分が多いが、発達段階が小 1 と小 6 で大きく違うので特に教員感覚を磨く必要性を感じている。自分の気持ちを言えなかったり、自分の気持ちに気付いていない子もいる。

学級担任制ゆえ、担任との関わりが多い反面、抱え込みが生じないように留意している。

自校では、高学年で教科担任制を一部導入し、より多くの教員が関わる体制を採用している。

低学年では教員が変わると落ち着きがなくなる傾向がある。人との関わりを通じて学んでいく時期なので、いろいろトラブルもあるが解決して習得していけるよう、小 1 のスタートアッププログラム等に日々取り組んでいる。

- 高等学校では、悪意を伴ういじめはほとんどない。法的にいじめに当たるとしても、「いじめ」という言葉を使いにくく、敢えて使っていない。

相手の気持ちに敏感な生徒がコミュニケーションが上手くいかず、対応に時間を要することがある。学校いじめ防止委員会では、初動を大切に、小さな異変を見逃さないよう対応可能な教員で集まるなど、機動的運用に努めている。

- 児童相談所は、学校との関係では虐待対応が多い。

いじめの通告については、今のところ（4 月～現在）ないが、あれば学校・警察等と連携しつつ対応する。

各区の子ども家庭相談コーナーは、あらゆる相談について寄り添いながら対応している。

- 医師会としていじめに特化した取組、というのは特に思いつかないが、医師として、いじめの相談を受けたら、SC（スクールカウンセラー）等への相談を助言している。

いじめをしてはいけないことは当然のことで、小さい頃から家庭で教えないといけない。

- 人権擁護委員の取組は、法務局と連携したもので、「子どもの人権 SOS ミニレター」、「SOS ミニカード配布（小 6・中 1→小 3～中 3）」、「子ども人権 110 番（無料）」、「ポスター作製（いじめさせない、見逃さない）」など。

ミニレターは、悩みを整理して見通しを示してあげることに留意している。

- 広島法務局人権擁護部は、人権擁護委員から説明のあった取組を連携して実施している。

ミニレターは、6・7 月で昨年度 1 年分くらい届いており、相談しやすい大人への相談を促したり、児童虐待については児相と連携している。このミニレターは、相談の秘密の保障を前提にしており、十分留意してほしい。

ネット上の名誉棄損の書き込み等、違法性のあるものは、削除要請を行っている。

- 警察は、いじめ・非行について、日々、ヤングテレフォン広島で相談を受けている。
警察介入は、加害・被害側の子どもへの負担を伴うことから、サポートセンター広島と連携しながら、保護者の意向を確認した上で慎重に対応している。もちろん、意図的な身体への暴行により重篤な傷害を負った等の重大な事案については積極的に介入している。
- PTAは、いじめに特化したいじめ防止対策委員会を作り、取組を進めている。
7/10には、上越教育大学の教授を呼んで講演をしてもらった。今後に生かしていきたい。
- 弁護士会の取組については、「こどもでんわそうだん」は、子どもの権利委員会の登録弁護士が相談に応じている。
「いじめ予防授業」は、平成25年度から実施し、事前打ち合わせを2回して学校の現状を踏まえて実施している。また、加害者、被害者、傍観者等のロール（役割）プレイを自ら実践する参加型になっている。理解しやすいよう、アニメのキャラクターを引用している。改良を重ねレベルアップしているので、機会があれば教育委員会に見てもらいたい。
いじめの法的な定義はとても広いので、ケンカも双方へのいじめになり得ること等を丁寧に説明する必要がある。
- 社会福祉士会では、子ども家庭支援委員会で啓発・研修をしている。社会福祉士としては、子どもを取り巻く環境への支援が中心となる。
- 教育委員会としては、保護者要望が大きくなり、その対応に学校が苦慮する中で、「子どもの思いを尊重すること、確認しながら対応すること」を学校に助言している。
学校のみで対応できない事案も多く、関係機関との連携を大切にしていきたい。
学校に対しては、幼保小～高校の情報引継ぎ、アンケート後の全児童生徒への教育相談等をお願いしている。

(6) 今年度の広島市いじめ問題対策連絡協議会の取組について

教委が、次の内容について説明した。

- ア 今年度も、今回・11月頃・3月頃の3回開催する。
今年度も、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策として、行事の精選等を行う必要がある学校の負担を考慮し、学校視察は実施しない。
- イ 次回（11月頃）、学校が現に直面している具体的ないじめ事例を紹介し、各機関がどのような関わり方ができるか、望ましい学校対応について意見交換が行えればと考えている。
- ウ 3回目（3月頃）、1年間の教育委員会の取組・学校の取組を説明し、令和4年度の本連絡協議会の取組について協議を行う。

(7) その他

広島市教育大綱（令和3年3月改定）に加筆された「いじめ対策」の「いじめを生まない支持的風土」の内容について質問があり、教委から「一人一人の児童生徒にとって存在感を実感でき、安心して過ごすことのできる」（広島市いじめ防止等のための基本方針）ような、互いが認めあえる温かい、柔らかい学級づくり、これに関して今年度リーフレットを作成予定との説明があった。